

今富ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定書

山口県宇部土木建築事務所長（以下「甲」という。）と宇部市長（以下「乙」という。）とは、乙が今富川周辺の住民（以下「住民」という。）に対して、甲が所管する放流警報設備（以下「警報設備」という。）を利用して、災害情報等の伝達提供を行うことに関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の伝達提供に当たり、甲が警報設備を利用して、乙に代わって伝達提供することにより、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達提供する情報）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する災害情報等は、今富川周辺において乙が自ら伝達提供すべき災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等とする。

（費用負担等）

第3条 乙が行う住民への災害情報等の伝達提供に当たり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に要する費用は甲の負担とする。
2 災害情報等の伝達提供に当たり、甲が所管するダム管理設備に係る新たな設備整備等を行わないものとする。

（伝達提供の方法等）

第4条 乙が住民に災害情報等を伝達提供するに当たり、甲へ利用の要請を行うことができる設備及び伝達提供方法は、甲が設置している放流警報スピーカー設備及び当該設備を用いた音声放送とする。

（警報設備の配置）

第5条 この協定に係る警報設備の所在地は別表のとおりとし、配置は別図のとおりとする。

（警報設備の利用制限）

第6条 甲がダム放流等により警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した災害情報等の伝達提供を行うことはできないものとする。
2 乙は、原則として洪水被害等の発生が予想される場合以外には、警報設備を利用した災害情報等の伝達提供を行うことはできないものとする。

(伝達提供の責任)

第7条 乙の要請により甲が乙に代わって実施する警報設備を利用した災害情報等の伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報の伝達提供の多様な手段の一つであり、甲は伝達提供に係る責任を一切有しないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(実施要領)

第8条 この協定の実施のため必要な手続きについて、実施要領を別途定めるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上のとおり協定締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年 3月28日

甲 山口県宇部土木建築事務所
所長 古屋 憲二 印

乙 宇部市
市長 藤田 忠夫 印

別表 警報設備所在地

警報設備の名称	警報設備の所在地
今富ダム警報局	宇部市大字今富字薬師5-2-1
棕並警報局	宇部市大字奥万倉字平田5-7-7